

第1回 館林市国民保護協議会

1 会議記録

会議名	第1回 館林市国民保護協議会
開催日時	平成18年12月6日（水）午後1時30分～2時30分
開催場所	館林市役所 501会議室
出席者等	会長 館林市長 中島勝敬 委員 29名中27名出席 随行者 2名
会議議題	別紙次第のとおり

2 会議概要

発言者等	発言内容等
行政課長	【1 開会】 定刻になりましたので、ただいまから「第1回館林市国民保護協議会」を開催いたします。 【2 委嘱状の交付】 早速ですが、市長より委嘱状の交付を行います。なお、市関係の皆様には、任命についての通知をお配りしてありますので、よろしくお願いいたします。 （委嘱状交付） 【3 会長あいさつ】 国民保護法第40条第2項の規定に基づき、市町村協議会会長は、市町村長をもって充てるとなっております。したがって、中島市長が会長となりますので中島会長から、ごあいさつを申し上げます。
中島会長	第1回国民保護協議会に当たりまして、ひと言、ごあいさつを申し上げます。 本日は、お忙しい中、館林市国民保護協議会にご出席いただき、また、過日は、本協議会委員への就任をお願いいたしまし

	たところ、ご快諾をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。 皆様には、日ごろから市行政の推進、とりわけ防災行政の推進に当たり、格別のご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。 さて、今日の国際社会におきまして、大量破壊兵器の拡散、国際テロなどの脅威が現実存在しているところであります。そうした中、我が国におきましては、平成15年6月、武力攻撃という国家的な緊急事態に対処することを目的に、「武力攻撃事態対処法」が施行され、更に、平成16年9月に有事関連法案の一つとして、「国民保護法」が施行されたところです。 この「国民保護法」の目的は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、県、市町村等の責務をはじめ、避難、救援、攻撃による災害への対処等について定めることにより、国全体として万全の態勢を整備することにあります。こうしたことを受け、国により、国民保護に関する基本指針が策定され、これに基づき、平成17年度に「群馬県国民保護計画」が策定されるとともに、群馬県市町村国民保護モデル計画が示されました。 本市といたしましては、この群馬県のモデル計画を基本に、市国民保護協議会での議論をとし素案を作成し、今年度中に、市の国民保護計画を作成する予定でありますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
行政課長	【4 委員紹介＝自己紹介】 ありがとうございました。それでは、第1回目の会議ということもありますので、自己紹介をお願いしたいと思います。 (自己紹介)
事務局	ありがとうございました。 会議に入ります前に、すでに配布してありますが、もう一度資料の確認をお願いしたいと思います。 お手元の資料のご確認をお願いします。 まず、「第1回館林市国民保護協議会次第」、資料1としまし

	て「国民保護の概要、館林市国民保護協議会の概要、国民保護に関する参照条文、館林市国民保護協議会参照条文」、資料 2 としまして、「館林市国民保護協議会運営要綱（案）、館林市国民保護協議会構成名簿」、資料 3 としまして「館林市国民保護計画（案）作成の基本的考え方」、資料 4 としまして、「館林市国民保護計画（案）の体系」、資料 5 としまして、「館林市国民保護計画（案）の概要」、そして、資料 6 としまして、「群馬県市町村国民保護モデル計画との対比表」、このほか、資料番号は付けておりませんが、総務省消防庁で作成しました「国民の保護のためのしくみ」及び市で作成しました「国民保護法のあらまし」を配布させていただいております。それと、「国民保護計画策定の諮問」についての文書を配布させていただいております。 資料等で不足がございましたら、事務局へお申し出いただければと思います。
行 政 課 長	本日は、2 名の委員が欠席となっておりますが、館林市国民保護協議会条例第 4 条の規定に、「委員の過半数の出席で会議を開き」とありますので、協議会は成立していることをご報告申しあげます。 それでは、次第に基づき議題に入らせていただきますが、同条例によりまして、会長が議長となることとされておりますので、この後の進行につきましては、中島会長にお願いいたします。よろしくお願いします。
中 島 会 長	それでは、限られた時間ではありますが、皆様のご協力をいただき、議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。 議事に入ります前に、当協議会の審議にあたりましては、委員が出席できないときは、委員と同一機関に属する者で委員が指名する者を代理に出席させることができる取り扱いとさせていただきたいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。 【 5 議事】 それでは、本日の議事に入らせていただきます。 はじめに、「館林市国民保護計画の諮問について」を議題とい

事務局	たします。これにつきまして、事務局より説明願います。 それでは、「国民保護計画策定の諮問」について、ご説明申し上げます。 資料１の４ページをご覧くださいと思いますが、国民保護法第３９条第３項の規定により、「市町村長は国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない」となっております。これに基づきまして、本日、館林市長から当協議会長に対し、お配りさせていただきましたとおり、諮問がありましたので報告させていただきます。
中島会長	ただいま、「館林市国民保護計画の諮問について」を説明させていただきましたが、ご質問がございませんか。 (質問なし) 質問もないようですので、この諮問に基づきまして、以後、ご審議いただくことになります。よろしくお願いいたします。 続きまして、「国民保護及び国民保護協議会の概要について」を議題といたします。これにつきまして、事務局より説明願います。
事務局	それでは、説明をさせていただきます。 まず、経過についてですが、資料１にもありますように、平成１５年６月に、有事法制の中核として「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」いわゆる「武力攻撃事態対処法」が成立し、これを受け、平成１６年９月に、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」が成立しました。これは、外国からの武力攻撃や大規模なテロなどから、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小にするため、国や地方公共団体の責務、避難、救援、災害への対処等を定めることによって、国全体として万全の態勢を整備しようとするものです。 そこで、資料１の４ページから６ページにかけて国民保護法

	の抜粋がありますのでご覧いただきたいと思います。法第 35 条第 1 項で、「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない」と規定されております。そして、その審議機関として、法第 39 条第 1 項におきまして、市町村に市町村国民保護協議会を置くこととなっております。本市の国民保護協議会は、この規定に基づき、市の付属機関として設置するもので、先ほどの「諮問」に基づき、審議することとなります。 協議会の組織につきましては、法第 40 条第 1 項に基づき、会長及び委員で構成されることとされております。 会長につきましては、先ほどご説明申しあげましたとおり、市長が会長となることとされております。 委員につきましては、同条第 4 項第 1 号から第 8 号に掲げる者のうちから市長が任命することになっておりまして、市では、本日付をもちまして 29 人の委員を委嘱、任命させていただいたところです。なお、委員の任期につきましては、同条第 5 項に基づき 2 年となっております。 また、資料 1 の 7 ページをご覧いただきたいと思います。同条第 8 項に基づき、市保護協議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めた、「館林市国民保護協議会条例」を本年 3 月に施行したところです。
中 島 会 長	ただいま、「国民保護及び国民保護協議会の概要について」を説明させていただきましたが、ご質問がございませんか。 (質問なし) それでは、続きまして「館林市国民保護協議会運営要綱（案）及び構成名簿について」を議題といたします。これにつきまして、事務局より説明願います。
事 務 局	資料 2 にありますように、「館林市国民保護協議会運営要綱（案）」につきましては、先ほど、「館林市国民保護協議会条例」を本年 3 月に施行したことを、ご報告させていただきましたが、条例第 7 条に基づき、条例に掲げていない協議会の運営に関しての必要な事項を、「館林市国民保護協議会運営要綱」として定

中 島 会 長	めようとするものですが、会長が協議会に諮ることになっております。 資料２の運営要綱（案）を読まさせていただきます。 （読み上げ） 以上です。 また、協議会の構成名簿ですが、先ほどご説明いたしましたとおり、法に基づきそれぞれの選出区分から選出させていただきましたので、ご報告いたします。 したがいまして、ここでは、「館林市国民保護協議会運営要綱」（案）につきまして、よろしくご審議いただきたいと思います。 ただいま、「館林市国民保護協議会運営要綱」（案）及び協議会構成名簿について説明させていただきましたが、「館林市国民保護協議会運営要綱」（案）について、ご質問がございませんか。 （質問なし） 質問がないようですので、（案）を削除していただきたいと思います。 それでは、続きまして「「館林市国民保護計画」（案）作成の基本的考え方及び体系について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	「館林市国民保護計画」（案）作成の基本的考え方ですが、資料３にもありますように、 第一に、国の方針及び県の計画（平成 17 年度に作成）（市町村モデル）を基に計画を作成する 第二に、地域防災計画と整合を図る 第三に、平成 18 年度中に計画を作成する の三点で考えております。 また、計画の体系につきましては、資料４をご覧いただきたいと思いますと思いますが、県のモデル計画を基に、「総論」、「平素からの備えや予防」、「武力攻撃事態等への対処」、「復旧等」、「緊急対処事態への対処」、「首都圏等への支援」の 6 編構成で考えております。

中 島 会 長	ただいま、「館林市国民保護計画」（案）作成の基本的考え方及び体系について説明させていただきましたが、ご質問がございませんか。 （質問なし） 質問がないようですので、基本的には、この考え方で進めさせていただきますと思います。 それでは、続きまして「「館林市国民保護計画」（案）の概要について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、資料 5 及び資料 6 をご覧いただきたいと思います。 先ほど、ご説明いたしました、市保護計画については 6 編構成で考えております。 資料 6 の「県市町村国民保護モデル計画との対比表」、1 ページの「第 1 編 総論」ですが、第 1 章では、市の責務、計画の位置づけ及び構成について記述しております。市の責務としては、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確、かつ迅速に実施し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することとなっております。次に、計画の位置づけにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、法第 35 条の規定により作成するものとして位置づけしています。 第 2 章では、国民保護措置を的確、かつ迅速に実施するにあたっての基本方針を記述しました。基本方針としては、国民保護法、国の基本方針及び県国民保護計画の考え方を踏襲して、「基本的人権の尊重」をはじめ、9 つの基本方針を定め、国民保護の実施にあたることとしました。 第 3 章では、資料 5 では、関係機関の事務又は業務の大綱として、基本的な国民保護措置の仕組みを図で示しまして、避難、救援、武力攻撃への対処措置の流れを説明した内容となっておりますが、資料 6 では、実際の市の事務又は業務の大綱を記述しており、9 つの事務事業内容となっております。また、関係機関の連絡先を例示しております。 第 4 章は、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述しております。

事 務 局	第 5 章は、市保護計画において想定する事態として、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態と同様の事態を想定いたしました。 ※ <u>武力攻撃事態及び緊急対処事態＝対比表 9～10 ページ</u> 続きまして、「第 2 編 平素からの備えや予防」ですが、第 1 章では、市の国民保護措置を的確、かつ迅速に実施するため、各部課等の平素からの業務を列記しました。また、市職員の参集基準を定めました。市部局の対応充実を図るとともに、消防機関との連携を強化すること等から、24 時間、即対応可能な体制の確立を図ることとしています。更に、国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申し立て又は訴訟等、国民の権利利益の救済のための窓口開設と、手続き等を定めております。 また、国民保護措置の実施にあたっては、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、医療機関、更には、自主防災組織、区長会、ボランティア団体との連携が不可欠であることから、それらの関係機関との連携体制の整備のあり方について、記述いたしました。また、国民保護措置実施にあたっては、通信の確保及び情報収集・提供等の体制整備が重要であることから、これらについての基本的な考え方について記述してあります。特に、警報の伝達体制の整備及び警報の内容を的確、かつ迅速に住民に伝達するため、同報系等の整備や防災行政無線のデジタル化を図ることとしています。また、安否情報の整理担当者及び安否情報の回答者等を定めるとともに、職員に対し必要な研修、訓練を行なうこととされています。 また、国民保護措置の知識の習得、訓練を通じての対処能力の向上を図るため、市職員の研修及び訓練のあり方についても記述しています。 第 2 章は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関し、必要な事項について定めているもので、避難に関しましては、市は迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備すること、また、消防庁が作成するマニュアル（実際は、県モデル）を参考に、それぞれの状況に応じた複数の避難実施要領マニュアルを作成することとなっております。救援につきましては、県と市の役割を事前に調整するとともに、県と連携し運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報を把握しておくこととされています。
--------------	--

事 務 局	第 3 章は、物資及び資材の備蓄、整備に関し定めているもので、備蓄に関しては、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要な物質、資材について備蓄し、又は調達体制を整備することとなっています。 第 4 章は、武力攻撃による被害を最小なものにするためには、住民の国民保護に関する知識や、事態時における適切な行動が不可欠なため、平時から国民保護に関する啓発を行うとしています。 続きまして、「第 3 編 武力攻撃事態等への対処」ですが、第 1 章では、国による事態認定前であっても「緊急事態連絡室」（国民保護担当部課長など）を設置し、消防機関等を通じ情報を収集、関係機関に迅速に情報提供を行なうとともに、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の初動措置を行うこととしています。なお、この連絡室は、事態認定がされた後には、廃止することになります。 第 2 章では、事態の認定があり、対策本部を設置する旨の通知があった場合において、迅速に市対策本部を設置する手順等を定めています。なお、これに関連しまして、「館林市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例」を、本年 3 月に施行したところです。これは、法 31 条及び 183 条に基づくものでございます。 ※ 市対策本部＝対比表 43 ページ ※ 緊急処理事態＝対比表 9 ページ また、必要に応じて、市現地対策本部及び現地調整所（関係機関の調整）を設置することとしています。なお、対策本部の詳細な組織構成及び各組織の機能につきましては、現在、県でモデル作成作業を行っておりますので、作成された後、それに準じた形で盛り込みたいと考えております。したがって、現段階では、地域防災計画を参考に、補佐機能の編成及び武力攻撃事態における業務を記述してあります。 第 3 章では、国民保護措置を的確、かつ迅速に実施するため、国や県をはじめとする関係機関と連携をとることとし、措置要請や自衛隊への部隊の派遣要請などの手順について定めた内容となっております。また、応援の求めが他の市町村や指定公共機関等からあった場合は、必要な応援を実施することとしてお
-------	--

事 務 局	ります。更に、ボランティア団体等への支援や必要な場合は、住民等への協力要請を行なうこととしております。 第4章では、市は県から警報の内容の通知があった場合、すみやかに住民等に伝達するとともに、その旨を報道発表することとなっております。また、武力攻撃がせまり、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれる場合は、広報車等を通じて、武力攻撃において警報が発令された事実等を周知することとしております。また、伝達においては、消防団や自主防災組織、区長会等への協力を依頼することとします。更には、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとしています。次に、避難住民の誘導に関しましては、まず、県による避難指示が出された場合、住民に対して迅速、かつ的確に伝達するとともに、あらかじめ作成した避難実施要領に基づき避難住民等を誘導することとしております。特に、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、「災害時要援護者支援班」を設置し、関係機関と連携のもとに、援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うこととなっております。 第5章では、救援の実施について、市は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があった場合、収容施設の供与、食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供及び助産等の救援を、日本赤十字社や関係機関と連携を図りながら実施することとしています。なお、県からの要請があり、救援を行うため緊急性や、やむを得ない場合と認める場合は、所有者に対する売り渡し要請ができることとしております。 第6章では、市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、学校、大規模事業所等からの情報収集、警察への照会などにより情報収集を行うこととしています。また、安否情報の回答にあたっては、照会を行う者の本人確認を前提に回答することとしています。なお、安否情報の取り扱いについては、個人情報保護法及び個人情報保護条例の各規定に十分配慮して行うこととしております。(29 ページに安否情報の整理担当者、安否情報の回答責任者の記述あり) 第7章では、市は、武力攻撃災害への対処において、災害現場における通常対応とともに特殊な武力攻撃災害への対応を図るため、国や県、関係機関と連携し、対応することとしています。また、武力攻撃災害の兆候の通報があった場合の、消防吏
--------------	---

事 務 局	員の市長への通報、市長から知事への通知について記述されております。応急措置については、市長は、武力攻撃災害が発生し、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定を行うこととしております。また、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者等に必要な限度において、設備又は物件の除去等の指示をすることができることとされています。更に、市は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう情報の把握に努めるとともに警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずることとされており、更に、医療機関とも連携することとなります。また、水道施設や危険物、火薬類施設などの生活関連等施設（第2編 平素からの備え・第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え）の安全確保を図るため、それぞれの関係機関は、必要な措置を講ずることとされています。また、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）による災害については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとなっております。 第8章は、市は被災情報を収集し、知事に報告することとなっております。 第9章は、市は、避難所の保健衛生の確保を図るとともに、武力攻撃にともなう廃棄物の処理を適切、かつ迅速に行うために必要となる事項を定めております。 第10章では、武力攻撃事態等において、生活関連物資等の物価の安定を図る措置や、避難住民の生活安定措置、（例えば避難先での学習機会の確保、学用品の給与等）、税の徴収猶予や減免等の措置を講ずることとしています。 第11章では、国民保護措置に従事する職員等の安全を確保するため、特殊標章等の交付要綱を作成したうえで、交付、使用させることとしています。 続きまして、「第4編 復旧等」についてですが、第1章では、市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害が発生した場合、緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急の復旧を行うこととされています。
-------	---

事務局	第2章では、武力攻撃災害が発生したときは、国の方針に従って、県と連携して迅速な復旧を行うとされております。 第3章では、国民保護措置に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続きに必要な事項を記述しております。 続きまして、「第5編 緊急処理事態への対処」についてですが、想定する緊急処理事態は、第1編第5章2（9ページ）に掲げるとおりとし、原則として、武力攻撃事態等（9ページ）への対処（第3編）に準じて行うこととしております。 続きまして、「第6編 首都圏等への支援」についてですが、首都圏で大規模な武力攻撃災害等が発生した場合及び武力攻撃事態等が長期化するような場合、大量の避難住民等が発生することが予想されるため、避難先地域として、積極的に支援、協力を努めることとされております。 以上、概要を説明させていただきました。
中島会長	ただいま、「館林市国民保護計画」（案）の概要について、説明させていただきましたが、ご質問がございませんか。 （質問なし） 質問がないようですので、この考え方で進めさせていただきたいと思います。 【6 今後の予定について】 それでは、続きまして「今後の予定」につきまして、事務局より説明願います。
事務局	別紙予定表により、説明させていただきます。 （資料に基づき、下記の予定を説明） ・ 県へ素案を提出 ・ 県との事前協議 ・ 素案の修正 ・ 第2回協議会の開催 ・ 県知事協議 ・ 市計画庁議付議

中 島 会 長	・ 市計画議会報告 ・ 市計画公表 今後の予定について説明していただきましたが、ご質問がございませんか。 (質問なし) 【 7 その他】 それでは、最後の、その他ですが、事務局何かありますか。
事 務 局	本日は、市の国民保護計画作成に関して、種々説明をさせていただきましたが、時間の都合もあり、省略した説明でしたので、ご理解できない部分もあるかと思います。お手数ですが、資料を持ち帰りいただいた後に、もう一度目をとおしていただき、疑問や質問等がございましたら、12 月 18 日、月曜日までに、ご連絡をお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、今後の予定でもご説明いたしましたが、次回の協議会は来年 2 月下旬を予定しております。日程が決まり次第、委員の皆様へ、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
中 島 会 長	各委員の皆様から何かございますか。 (特になし) それでは、以上をもちまして、「第 1 回館林市国民保護協議会」を終了させていただきますが、円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。今後ともよろしく、お願いいたします。本日はご苦労さまでした。

